

小牧岩倉衛生組合個人情報保護に関する法律等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

小牧岩倉衛生組合
管理者 小牧市長 山下 史守朗

小牧岩倉衛生組合規則第11号

小牧岩倉衛生組合個人情報保護に関する法律等施行細則の一部を改正する規則

小牧岩倉衛生組合個人情報保護に関する法律等施行細則（令和5年小牧岩倉衛生組合規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第2（表）中「健康保険被保険者証」を削り、同様式（裏）中「、健康保険の被保険者証」及び「また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。」を削る。

様式第15（表）中「健康保険被保険者証」を削り、同様式（裏）中「、健康保険の被保険者証」及び「また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。」を削る。

様式第24（表）中「健康保険被保険者証」を削り、同様式（裏）中「、健康保険の被保険者証」及び「また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の小牧岩倉衛生組合個人情報保護に関する法律等施行細則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧岩倉衛生組合個人情報保護に関する法律等施行細則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。